

厚木市人事評価調査会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、厚木市職員人事評価実施要綱（平成15年4月1日施行）第15条の規定に基づき設置された厚木市人事評価調査会（以下「調査会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第2条 調査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人事評価に対する不服申出の調査審議に関する事項
- (2) その他人事評価の適正の確保に関する事項

(委員)

第3条 調査会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 人事主管部長

(会長)

第4条 調査会に会長を置く。

- 2 会長は、総務部を担任する副市長とする。
- 3 会長は、調査会の事務を総理し、会議の議長となる。

(意見の聴取)

第5条 調査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を調査会に出席させて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 調査会の庶務は、人事主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が調査会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。